

## TPP意見書提出の提案理由

環太平洋経済連携協定交渉、所謂TPP交渉については、安倍内閣は平成25年2月22日の日米首脳会議において「TPP協定交渉参加に参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではない」等を確認した日米共同声明を発表したのち、交渉に参加することを表明しました。

以来、本年まで「お互いに腹の探り合い」という状況で今日まで交渉は難航しております。

甘利TPP担当相は、農産物関税と自動車をめぐる日米協議において、大型連休中に予定される日米首脳会談の前に「決着しておきたい」とのべるなど早期交渉妥結に意欲を示していますし、安倍総理もTPPを政権の経済政策の目玉とする意向での交渉参加表明であったわけで、経済を刺激する起爆剤として政権の期待は大きいものがあります。

交渉全体のスケジュールは、交渉妥結に必要とされる米国の大統領貿易促進権限(TPA)法案の審議の遅れに左右されますが、国益確保の名の下で、農林水産物重要5品目の聖域の確保が出来るのか、非常に不安であります。

本町議会も、平成22年12月、TPP反対の意見書を提出しており、平成25年には多くの县市町の議会が「聖域が確保できねば交渉から脱退するよう」意見書を提出しております。

本町の基幹産業である農林業、特にコメ、牛肉においては特に大きな影響があります。我が国の山や水を守ることは日本の文化、日本そのものを守ることでもあります。

ここに、再度、TPP協定交渉につき「聖域の確保について」意見書を提出するものであります。

## TPP交渉に関する意見書

平成24年12月に発足した安倍内閣は、TPP協定交渉について『『聖域なき関税撤廃』を前提にする限り、交渉参加に反対』という基本的な立場の下において検討を重ね、3月15日TPP協定交渉への参加を決断した。4月には、コメや牛肉など農産物の重要5品目を関税撤廃の交渉対象から外す「除外」又は「再協議」とするなどを内容とする衆参両院の農林水産委員会の決議が行われた。

平成25年7月23日の第18回交渉会合(マレーシア)の7月23日から交渉に参加。大筋合意を目指しながらも交渉が難航している分野では進展が見られず、特に農業への影響が大きい関税の撤廃・削減を扱う分野では二国間で協議が続けられてはいるが依然として合意に至っていない。

我が国の農業は、農業所得の減少、担い手不足の深刻化や高齢化といった厳しい状況にある。特に本町の属する中山間地域ではその傾向は顕著である。耕作放棄地は増加し荒廃が進んでいる。

農山村農地は、国土の保全、水源の貯留・涵養(かんよう)、災害防止、良好な景観の形成など多面的な機能を持っており、「コメ」の国内生産を確保することは、この機能を十分に生かし日本の自然を守り農山村を守ることであり、また食の確保、安心・安全に直結する。

TPP協定交渉に臨むに当たり重要5品目に指定された「コメ」は政府の試算においては国産の短粒種と遜色のない米国産と豪州産が輸入され、約3割が置き換わるとされており、「牛肉・豚肉」については、牛肉の3等級以下は一部を除きほとんどが外国産に置き換わるとされている。TPP協定交渉の結果によっては壊滅的な打撃を受け農産業基盤の消滅により地域が消えるのではないかと危惧される。

TPP協定交渉の情報開示協定により十分な情報のないまま、包括的に合意が成されるのではないか、非常に不安である。TPP協定交渉にあつては、TPP協定が国民生活や地方の経済活動に与える影響、関係国との交渉の状況等について、国民に対し十分な情報提供と明確な説明を行うこと。「交渉参加に当っては、農林水産分野の聖域を確保するよう全力を尽くす」方針を堅持し、農産品重要5分野の関税撤廃の除外を、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出者 木野山 孝志

賛成者 片山 元八郎

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣

産業水産大臣

経済産業大臣